

指宿広城市町村圏組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の  
縦覧等の手続に関する条例施行規則

(平成21年指宿広城市町村圏組合規則第2号)

改正 平成23年指宿広城市町村圏組合規則第2号

平成25年指宿広城市町村圏組合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、指宿広城市町村圏組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成21年指宿広城市町村圏組合条例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の期間等)

第2条 条例第4条第2項の規定による縦覧の期間のうち、日曜日、土曜日及び指宿広城市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年指宿広城市町村圏組合条例第1号）第11条に規定する休日は、縦覧を行わないものとする。

2 縦覧の時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(縦覧の手続)

第3条 縦覧に供された条例第1条に規定する報告書等（以下「報告書等」という。）を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（別記様式）に必要な事項を記入し管理者に申し込まなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第4条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、損傷し、又は亡失しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第5条 条例第5条の規定による意見書には、次に掲げる事項を全て記載しなけ

ればならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年指宿広域市町村圏組合規則第2号）

この規則は、平成23年7月15日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

指宿広域市町村圏組合 管理者 様

(住 所)

(氏 名)

印

(電話番号)

縦 覧 申 込 書

指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則第3条の規定により、生活環境影響調査結果等の縦覧を次のとおり申し込みます。

縦 覧 の 日 時	午 前			
	年	月	日	時 分
縦 覧 場 所	午 後			